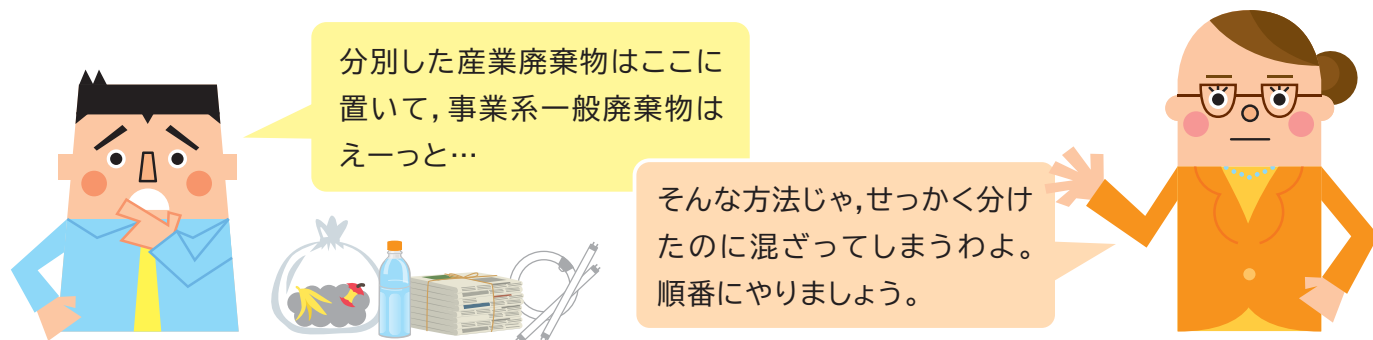


事業系廃棄物の処理の流れ

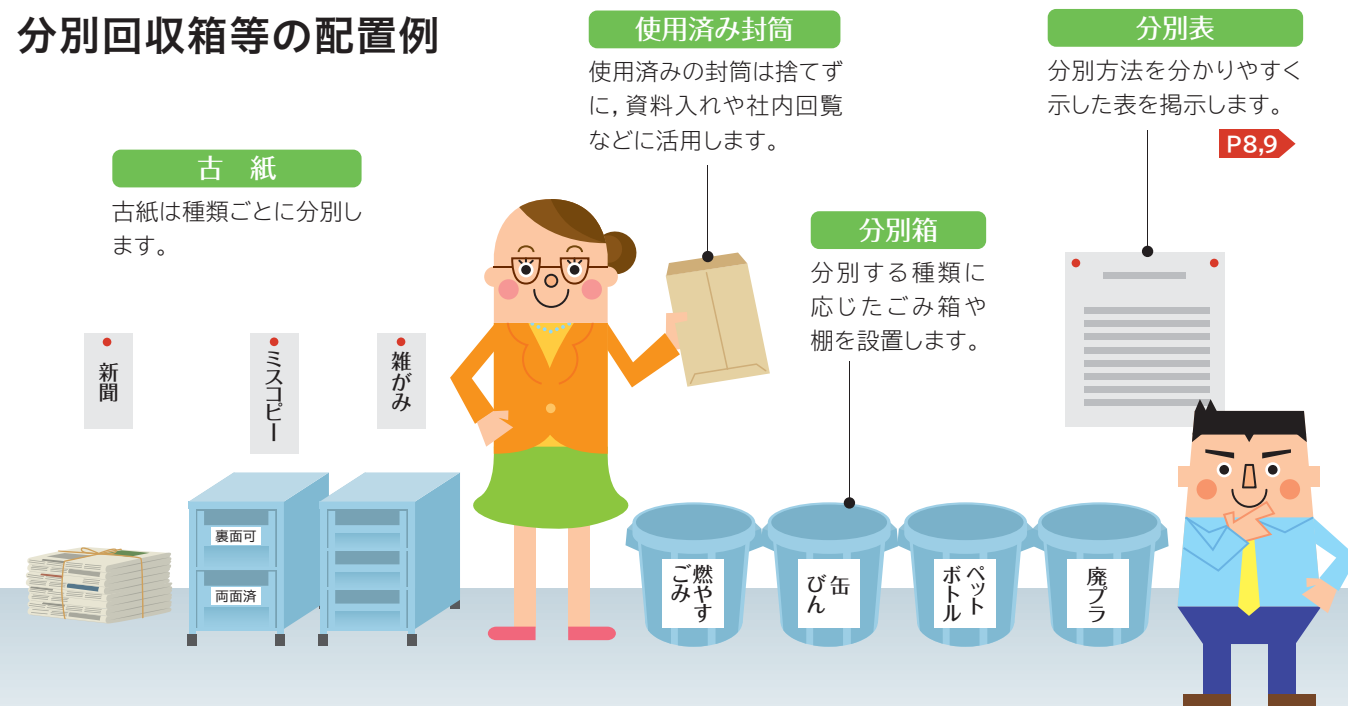


適正処理の第一歩は分別

廃棄物が発生した時点で、次の3種類を基本として、処分先や処分方法ごとに分別しましょう。
 廃棄物の大部分は資源としてリサイクルすることが可能なため、再生利用や売却ができるものは分別して排出しましょう。



分別回収箱等の配置例



廃棄物の保管

処理業者に廃棄物を引き渡すまでの間は、適正に保管を行います。

保管

ルールを守って保管します

分別した廃棄物は、種類ごとに保管します。保管場所には囲いを設けて関係者以外の者が立ち入らないようにしてください。また、飛散、流出、悪臭の発散が生じないように、必要に応じて容器等を使用するとともに、ねずみの生息や蚊、はえ等の発生を防ぎましょう。

掲示

産業廃棄物の保管場所には、掲示が必要です

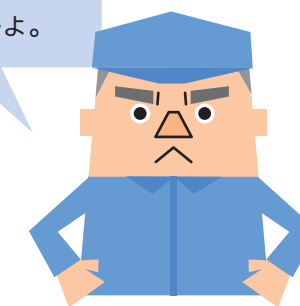
産業廃棄物の保管場所には、右のような掲示版を設置してください。

産業廃棄物保管場所掲示版の例

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック 廃蛍光灯
管理者氏名	(株)〇〇 総務課〇〇〇
管理者連絡先	075-000-0000
注意事項	関係者以外立入禁止



こんな分け方じゃ、回収できませんよ! 分別保管は最低限のルールでしょ。



特別管理産業廃棄物の管理体制

特別管理産業廃棄物の運搬の際には、事故などを防止するため、廃棄物の種類及び取扱上の注意事項を記載した文書を収集運搬業者に交付するか、容器に表示してください。

保管に当たっては、廃棄物の種類に応じて次のような措置をとってください。

- 他の物と混合しないよう、仕切りなどを設けてください。
- 廃油は揮発しないよう容器などに密封し、高温にさらさないでください。
- 腐敗防止に努めてください。